

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

◇ 所得税の還付加算金

Q : 所得税の確定申告による税金が、計算誤りのため多過ぎたので、更正の請求をしたところ、先日、税務署から減額更正の通知を受け、還付金以外に還付加算金の支払いを受けました。

ところで、この還付加算金も、所得に含まれるのでしょうか。

A : 雑所得に該当することになります。

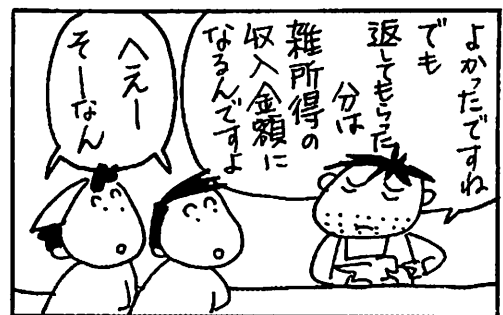
【解説】

納期限を過ぎて税金を納付したときは、遅れた期間に応じて利子税や延滞税を納付しなければなりません。

それとは逆に、既に納付した税額が減額されたり、納め過ぎとなって、還付される場合には、国や地方公共団体から、税法に定められた期間に応じた還付加算金が付加されます。

還付加算金の性格は、経済的には非営業用の貸金に対する利子に類似していますので、雑所得の収入金額として取り扱われています。

なお、平成11年度の改正で「利子税等の割合の特例制度」が創設されており、還付加算金の割合についても、平成12年1月1日以後の期間に対応する割合は、前年の11月末日の公定歩合に年4%を加算した割合が年7.3%に満たない場合には、その年中においては、その公定歩合に年4%を加算した割合とされています。平成11年11月末日の公定歩合は0.5%でしたから、12年中の還付加算金の割合は年4.5%となります。



KIMIYO-I